# 募金等に関する規約

上甲子園1丁目福祉会(以下、本会という。)が定める会則(以下、会則という。)の35条および38条に基づいて、西宮市社会福祉協議会(以下、市社協という。)の要請で本会が行う募金活動に係る取り決め事項を以下に定める。

### 第1条 (募金活動の時機)

本会が行う募金活動の時機は、会則35条2項に定める時機とする。

#### 第2条(募金・寄付金の額)

- 1. 本会が会員に対して協力を要請する寄付金の金額は会則38条2項に定める金額とする。
- 2. 会則35条、同38条2項および前項に関係なく、会員が本人の意思で会則38条1項に係る寄付金の拠出を本会に申し出る場合、本会は会員の意思を尊重し、本規約1条とは別に寄付金を受け付ける。その場合、当該寄付金は特定の募金に限定しないものとする。

#### 第3条 (領収書の発行)

- 1. 本会は、会則35条に基づいて会員から会費を徴収した時は、会費と寄付金の額を合計した領収書を発行する。
- 2. 本規約2条2項に該当する寄付金は、会員が要請する場合に限って寄付金額を記載した領収書を 発行する。

### 第4条(寄付金の会計処理)

本会は、会員が拠出した寄付金を本会の募金収納金に計上し、本会が市社協に拠出した寄付金を募金 拠出金に計上し、出納管理する。

# 第5条(本会の拠出金額)

本会が市社協に拠出する寄付金の総額は、会員から拠出された寄付金の合計額と同じとする。

# 第6条(寄付金の配分)

- 1. 本会は、会員から拠出された寄付金を、以下の比率に配分する。
  - 一、赤十字活動資金:前記寄付金総額の42%(百円未満は四捨五入)
  - 二、赤い羽根募金:前記寄付金総額の36%(百円未満は四捨五入)
  - 三、歳末たすけあい募金:前記寄付金総額の22%(百円未満は四捨五入)
- 2. 本条1項の配分において、会員から拠出された寄付金の総額と個別配分金の合計額に差が生じた場合は、配分率に大きな影響が出ない範囲で調整する。

#### 第7条(寄付金の配分に適用する算出式)

本規約6条に係わる寄付金の配分に適用する算出式を以下に定める。

- 1. 赤十字募金の寄付金拠出額:A
  - (市社協の赤十字募金実績×本会会員数)/(西宮市世帯数×春風地区自治会平均加入率)
- 2. 赤い羽根募金の寄付金拠出額:B
  - (市社協の赤い羽根募金実績×本会会員数)/(西宮市世帯数×春風地区自治会平均加入率)
- 3. 歳末助け合い募金の寄付金拠出額: C
  - (市社協の歳末助け合い募金実績×本会会員数)/(西宮市世帯数×春風地区自治会平均加入率)
- 4. 寄付金拠出額の合計: D = A + B + C
- 5. 各募金の寄付金配分率

- -、赤十字募金=A÷D(%)
- 二、赤い羽根募金=B÷D(%)
- 三、歳末助け合い募金=C÷D(%)

# 第8条 (寄付金の配分率の変更)

- 1. 本会は、市社協の募金実績、西宮市の世帯数および/または春風地区の自治会平均加入率等に大きな変動が生じた場合、本規約7条に定める算出式を用いて寄付金の配分率を見直す。
- 2. 本条1項の寄付金配分率を変更する場合は、本会役員会の決議に基づき本規約を改定する。 第9条(募金活動の結果報告)

本会は、当該事業年度における募金活動の結果を次年度総会において報告し総会の承認を得る。

2019年7月制定

# 付記

上甲子園1丁目福祉会は、1951年(昭和26年)の設立以来、福祉活動の一環として、長年の間、共同募金活動(赤十字募金、赤い羽根募金、歳末助け合い募金)を行い、会員から集めた募金を西宮市社会福祉協議会(市社協)に拠出してきました。しかしながら、会員の高齢化に加えて戸別訪問が難しいマンションに居住する世帯の増加や共稼ぎ家庭の増加に伴う日中不在世帯の増加等により、募金活動を行う班長の負担が年々重くなってきたため、班長の戸別訪問による募金集めを廃止し、会員から徴収した会費の中から市社協に募金を拠出する方法に切り替えました。その後、会員から特に問題指摘がなかったため、この方法を本会の慣行として長年続けてきました。

こうした中、2007年(平成19年)に共同募金の徴収方法に関する人権問題が滋賀県の自治会で起き、裁判で争われた結果、民法90条の公序良俗に違反するとして自治会が敗訴したことで、会費から募金を拠出する方式を採用する自治会の募金集めの方法について抜本的な見直しを迫られる状況となりました。すなわち、自治会の募金活動に協力するか否かの判断は、会員個人の意思に基づいて行うものであり、自治会は会員の意思を無視して募金と会費を一括徴収できないというものです。自治会は、この判決に従って会費徴収の方法を軌道修正していく必要があります。

本会は、この問題に対応すべく改善策を検討した結果、2020年度(令和2年度)から、これまで続けてきた募金を含む会費を定額徴収する方法を改め、会費と募金を明確に区分した上で、会員の意思を尊重し、募金に協力いただける会員については従来と同じ2,400円を徴収することとし、募金に協力いただけない会員については募金相当額を控除した2,100円を会費として徴収する方法に変更することと致しました。これに伴い、本会の会則7章(会計)を改定すると共に、前記会則の改訂内容を補足する運用細則(募金等に関する規約)を新たに制定することと致しました。

本会が市社協に拠出した募金は、西宮市や兵庫県の様々な福祉事業に使われるだけでなく、春風地区社会福祉協議会を中心に10自治会が協同して行っている家族ふれあい行事(夏まつり、運動会、クリスマスコンサート、子ども餅つき大会等)の活動資金として、あるいは本会が主催する高齢者の集いの補助金として還元されています。本会もまた共同募金の恩恵を受けています(募金の目的や使途に関する詳細については、本会誌掲載の「共同募金について」を参照下さい)。

以上の通り、会員の理解と協力により集められた募金は、かたちを変えて、子どもから高齢者に至るまでの様々な世代を対象に行っている本会の福祉事業に活用されていることを理解いただき、会員の皆様から、これまでと変わらず本会の募金活動に協力いただきますよう宜しくお願い致します。

上甲子園1丁目福祉会 会長